

売 買 契 約 書 (案)

契約担当官京都府警察会計担当官（以下「甲」という。）と **決定後記載**（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 件 | 名 | 警察用車両の廃棄処分に伴う売買契約 |
| 2 | 数 | 量 | 別添1「仕様書」のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | | 決定後記載
(うち消費税額及び地方消費税額¥ 決定後記載 -)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。 |
| 4 | 引 渡 期 限 | | 令和9年3月31日(水) |
| 5 | 引 渡 場 所 | | 京都府警察学校 |
| 6 | 契 約 保 証 金 | | 免除 |

(目的)

第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、契約代金を支払い、表記件名の物件を引取り処分する。

- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(契約代金の納付期限)

第2条 乙は、契約代金を歳入徴収官京都府警察会計担当官の発行する納入告知書により、期限内に納付しなければならない。

(物件の引渡し及び費用の負担)

第3条 乙は、物件の引取りに当たっては、前条により納付した領収証書を甲に提示し、物件の引渡期限内に引取りを完了するものとし、物品受領書を甲に提出することとする。

- 2 物件の引渡し等に要する全ての費用は乙の負担とする。

(所有権の移転)

第4条 物件の所有権は、契約代金の納付及び引渡場所からの物件の搬出の確認を甲が完了したときをもって甲から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 乙は、本契約の時から物件の引渡しの時までの間において、物件が甲の責めに帰

すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保責任)

第6条 乙は、本契約締結後、物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとし、甲はその瑕疵について、一切責任のないものとする。

(用途の条件等)

第7条 物件にかかる用途の条件については仕様書のとおりとする。

(遅滞料)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約代金の納付が遅れたときは、甲に対し遅滞料として納入期限の翌日から起算して、遅滞一日ごとに、当該代金の額に対し年3%相当額を支払うものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、代金が納付されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が仕様書に基づく債務（特に全ての売却車両の破砕前、破砕途中及び破砕後の写真提出等）を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の

各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起さ

れ、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（債権譲渡等の禁止）

第13条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第14条 乙は本契約に伴う車両の処分について、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（秘密の保持）

第15条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及びこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合

はこの限りではない。

（管轄裁判所）

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、京都地方裁判所のみとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第17条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

（暴力団排除）

第18条 暴力団排除に関する条項については、別添2「暴力団排除条項」によるものとする。

（特記事項）

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当官
京都府警察会計担当官 吉越 清人

乙

仕 様 書

1 契約件名

警察用車両の廃棄処分に伴う売買契約

2 売買車両の数量等

36台 別紙 1「売払車両内訳書」のとおり

3 引渡期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

4 処分方法

(1) 自動車リサイクル法対象車両

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて解体処分を行い、警察車両として特定できる部品（車体番号部、警察色の外板等）は再利用できないように破砕すること。また、積載物等の処分に別途料金が発生する場合は、契約業者の負担とする。

(2) その他の車両

上記(1)に準じる。

5 その他

(1) 契約業者は、契約代金をすみやかに歳入徴収官が発行する納入告知書により振り込むこと。

(2) 金融機関の受領印が確認できる領収証書の写しを提出すること。

(3) 契約担当官が指定する場所から破砕処分を行う場所まで搬送し、その搬送にかかる費用は全て契約業者の負担とする。

(4) 契約業者は、車両の引取完了後、速やかに受領書を京都府警察本部に提出すること。

(5) 解体処分及び破砕処分にかかる費用については全て契約業者の負担とする。破砕処分時には立会いのため、京都府警察職員の敷地内の立ち入りを許可すること。

(6) リサイクル料金未納分については、契約業者が立て替えて支払い、その費用については京都府警察本部長宛に請求すること。

(7) 車体及び車両に登載された警察仕様装備品等の確実な処分を行うものとし、転売、再利用は認めない。

(8) 契約車両全台について、車両の同一性が担保された状態で破砕前、破砕途中及び破砕後の写真を別紙 2 に貼付し提出すること。

なお写真提出が確認できない場合、翌年度以降の入札参加は不可とする。

(9) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。

売払車両内訳書

	番号	製造所名	車名	型式	年式	排気量
二輪	1	スズキ	ヴェクスター	BACG42A	H15	152
二輪	2	スズキ	ヴェクスター	BA-CG42A	H15	152
二輪	3	スズキ	インパルス	GK79A	H07	390
二輪	4	ホンダ	VFR800P	BC-RC49	H17	780
小型	5	トヨタ	パッソ	DBA-KGC15	H21	990
小型	6	トヨタ	パッソ	DBA-KGC10	H21	990
小型	7	トヨタ	パッソ	DBA-KGC15	H20	990
小型	8	スズキ	ソリオ	ABA-MA34S	H19	1,320
小型	9	スズキ	ソリオ	ABA-MA34S	H18	1,320
小型	10	スズキ	ソリオ	ABA-MA34S	H19	1,320
小型	11	スズキ	ソリオ	ABA-MA34S	H18	1,320
小型	12	スズキ	ソリオ	ABA-MA34S	H19	1,320
小型	13	トヨタ	アリオン	DBA-ZRT265	H26	1,790
小型	14	トヨタ	アリオン	DBA-ZRT261	H21	1,980
小型	15	スバル	レガシィ	CBA-BL5	H17	1,990
小型	16	トヨタ	アリオン	TA-AZT240	H15	1,990
小型	17	スバル	インプレッサ	DBA-GE7	H23	1,990
小型	18	トヨタ	アリオン	TA-AZT240	H16	1,990
小型	19	日産	セレナ	DBA-C26	H24	1,990
小型	20	日産	セレナ	DBA-C26	H25	1,990
普通	21	スズキ	エスクード	CBA-TDA4W	H25	2,390
普通	22	日産	ティアナ	CBA-TNJ31	H19	2,480
普通	23	日産	ティアナ	CBA-TNJ31	H18	2,480
普通	24	日産	エルグランド	CBA-ME51	H21	2,490
普通	25	日産	エルグランド	CBA-ME51	H21	2,490
普通	26	トヨタ	クラウン	DBA-GRS210	H31	2,490
普通	27	トヨタ	クラウン	DBA-GRS210	H28	2,490
普通	28	トヨタ	クラウン	DBA-GRS210	H28	2,490
普通	29	トヨタ	マークX	DBA-GRX130	H22	2,490
普通	30	日産	キャラバン	KR-VWME25	H16	2,950
普通	31	日産	キャラバン	KR-VWME25	H16	2,950
普通	32	日産	キャラバン	KR-VWME25	H16	2,950
普通	33	トヨタ	クラウン	DBA-GRS182	H19	2,990
普通	34	トヨタ	クラウン	TA-JZS175	H13	2,990
普通	35	いすゞ	エルガミオ	PDG-LR234J2改	H19	7,790
普通	36	いすゞ	フォワード	KC-FRS33F2	H07	8,220

種類	排気量	台数
二輪	152～780cc	4 台
小型自動車	990～1,990cc	16 台
普通自動車	2,390～8,220cc	16 台
	計	36 台

(破砕前)

車両番号がわかるように撮影

(破砕途中)

(破砕後)

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。